

仕 様 書

1 件名

保育園等給食用物資（食肉）（単価契約）

2 納入場所

別表のとおり

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 供給物資

- (1) 精肉、肉加工品とする。
- (2) 国産とし、鮮度良好で、異臭、変色、混入物のないものとする。
- (3) 下表に定める内容を満たすこととし、定めのない物資の規格・品質については必ず幼保企画課に確認すること。

品名	規格及び注意事項
牛肉	<ol style="list-style-type: none"> ① 歩留等級B(歩留数値69以上72未満)で、部分肉歩留の標準のもの ② 脂肪交雑の等級3以上で、胸最長筋並びに背半棘筋及び頭半棘筋における脂肪交雑が標準のもの ③ 肉の色沢の等級3以上で、肉色及び光沢が標準のもの ④ 肉の締まり及びきめの等級3以上で、締まり及びきめが標準のもの ⑤ 脂肪の色沢と質の等級3以上で、脂肪の色、光沢及び質が標準のもの ⑥ もも肉は、厚さ2mmのスライスとすること ⑦ ひき肉は、2度挽きしていないもの ⑧ 個体識別番号を明記すること
豚肉	<ol style="list-style-type: none"> ① 重量及び背脂肪の厚さの範囲が、皮はぎ32.5kg 以上40kg 以下、湯はぎ35.5kg 以上43kg 以下であること ② 長さ、広さ適当で厚く、もも、ロース、ばら、かたの各部が充実して、釣合の良いもの ③ 肉づきが厚く、なめらかで枝肉に対する赤肉の割合がおおむね脂肪と骨より多いもの ④ 背、腹部脂肪の付着が適度のもの ⑤ 放血が十分で、疫病などによる損傷がなく、取扱いの不適による汚染、損傷などの欠点がほとんどないもの ⑥ 肉の締まりが良く、きめが細かいもの ⑦ 肉の色沢は淡灰紅色又はそれに近く、鮮明で光沢の良いもの ⑧ 脂肪の色沢と質は色白く、光沢があり、締まり、粘りともに良いもの ⑨ 脂肪の沈着が適度なもの ⑩ もも肉は、厚さ2mmのスライスとすること

品名	規格及び注意事項
鶏肉	① 国産の鶏肉で、生後7～12週間以内の若鶏肉であること ② 鮮度良好なもので、皮膚の色が良く光沢があり、肉のしまりが良いもの ③ 筆羽、毛羽のないもの ④ 皮膚及び肉の損傷、変色、異臭がないもの ⑤ 骨折、脱臼、異物の付着がないもの
牛豚合びき肉	① 2度挽きしていないもの
ハム	① 1枚16g、厚さ3mmスライスとすること ② 乳、小麦を使用していないもの
ウインナー	① 1個20g、大きさが揃い、1個ずつ離れているもの ② 乳、小麦を使用していないもの ③ 冷凍でも可
ベーコン	① 厚さ3mmのスライスとすること ② 乳、小麦を使用していないもの ③ 冷凍でも可

5 発注予定数量

別表のとおり。ただし、予定数量は見込であり、実際に発注する数量を保証するものではない。

6 発注

- (1) 毎週金曜日(当該日が、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い日)に、約2週間後に使用する物資(約1週間分)の発注を基本とする。
- (2) 発注方法は、使用日(納入日)ごとの品目・数量・納入先を記載した「注文書(納品書)兼検査調書」を電子メールでの送付又は幼保企画課窓口での受け渡しとする。
- (3) 発注後に、やむを得ない事情などにより、品目や数量等の変更又は発注を中止する場合があるので、可能な限り対応すること。

7 納入

- (1) 使用日の前日(当該日が、広島市保育園条例第4条第1項第2号に掲げる日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い日、令和8年度納入予定日数:288日)に「注文書(納品書)兼検査調書」に記載する使用日分の品目及び数量を納入すること。
- (2) 各納入先における納入時間の目安は別表のとおり。やむを得ない事情などにより納入時間が大幅に過ぎるなど、予定どおりの納入が困難な場合は、必ず幼保企画課に連絡すること。
また、幼保企画課の指示により納入時間を変更する場合があるので、可能な限り対応すること。
- (3) 納入前には必ず品質(形状、鮮度)を確認して納入すること。
- (4) 冷凍食肉で納入する際は、凍結日、賞味期限及び保存温度を表示し、納入時に幼保企画課が任命した検査員による確認を受けること。
- (5) 納入にあたっては、納入先の指示に従うこと。

- (6) 納入時に使用した容器等は、受注者において持ち帰ること。

8 代金の請求及び支払

- (1) 請求代金は、品名ごとに、契約金額(単価)に納入月の納入数量を乗じた金額(1円未満端数切捨て)を合計した額とする。
- (2) 請求は、納入月の翌月10日までに、支払請求書に納入月に係る注文書(納品書)兼検査調書を添えて発注者に提出すること。
- (3) 前記の請求があったときは、納入月の翌月末までに支払うものとする。ただし、請求が納入月の翌月10日を過ぎた場合は、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

9 留意事項

- (1) 受注者は保育園等給食の意義・重要性を認識し、感染症、食中毒の原因となることがないように、常に衛生管理の強化に努めること。
- (2) 配達等、業務の一部を他の業者に委託する場合は、約款第4条第1項に定めに従い、委託契約者の写しなど幼保企画課が指示する書類を提出し、同課の承諾を得ること。また、委託業者に対し衛生的に業務を遂行するよう指導を行うこと。
- (3) 受注者は製造会社等との連絡を密にし、新製品の情報、品目の製造中止や在庫不足、品質不良などの情報を早期に入手し、幼保企画課に連絡すること。
- (4) 仕入れから納入までに要する費用は受注者負担とし、物資の保存及び搬送にあたっては、常に清潔な状態を保ち、冷凍庫及び冷蔵車を使用し適切な温度管理を行うなど、誠実な履行に努めること(冷凍庫は-15℃以下、冷蔵車は10℃以下を保つ仕様であること)。
- (5) 加工品においては、加工施設や加工工程における衛生管理を徹底するほか、契約締結日までに以下の書類を幼保企画課に提出すること。(加工に係る業務を他の業者に委託する場合は、委託先業者に係る書類を提出すること。)
- ア 製造会社等が発行する製品規格書等(納入品が変更となる場合は、その差替え分)
- イ 保健所が交付する衛生採点の証明書又は食品衛生監視票の写し(いずれの場合も採点結果が85点以上取得しているもので、証明等年月日が契約締結日から3か月前の日以降のものに限る。)
- (6) 必要があれば保育園等の献立表の写しを幼保企画課に求めることができる(保育園等の献立が決定する時期は以下のとおり)。

区分	献立が決定する時期
4月から6月分献立	2月末
7月から9月分献立	5月末
10月から12月分献立	8月末
1月から3月分献立	11月末

- (7) その他、本仕様書に関する疑義が生じた場合は、幼保企画課の解釈によるものとし、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて幼保企画課と受注者が協議を行い決定する。その際、受注者は協議録を作成し、幼保企画課の承認を得ること。